

少子高齢社会を背景とした相続税制改革に関する研究

a1200411 佐藤 舞

目次

第1章 研究目的・動機

第4章 社会保障給付費と相続税

第2章 少子高齢社会

第5章 検証

第3章 相続税の現状

第6章 考察・提案

第1章 研究目的・動機

現在、少子高齢化社会を向かえ、年金や医療福祉費などの問題に伴う消費税増税や、医療費負担拡大などが騒がれている。その背景には保障給付費の増加や、国税収入の減少が考えられる。国税収入の減少に、1993年から2003年で80%まで減少している。その構成を見てみると、顕著に減少傾向であったのが相続税である。一概に相続税だけが原因であるとは言えないが、2003年度の相続税収は、1993年度の50%も満たしていない。本来、相続税は、資産集中排除を機能の1つとしている。しかし現状では、その機能が機能されていないといえる。このままでは、国民の資産格差が拡大してしまう。このことから、相続税の増税によって、どの程度保障給付費に当てることができるか検討しようと考えた。

以下、第2章では少子高齢社会による問題を整理し、相続税の資産再分配機能の重要性が高まっていることを述べる。第3章では相続税本来の役割を確認し、相続税収の推移から改善部分を指摘する。第4章では社会保障給付費の推移について考え、また社会保障費と相続税の関係について述べていく。第5章では、現行の相続税制度の基礎控除が相続税の資産分配機能を弱めていることを示し、基礎控除額減額の提案をする。

第2章 少子高齢社会²

少子・高齢化の進展により、21世紀のわが国は超高齢・人口減少社会を迎える。長寿化と少子化の進行により、わが国はこれまでも世界の主要国に例を見ない速さでの高齢化を経験してきた。今後もこの傾向は続き、いわゆる「団塊の世代」が高齢期を迎えた2015年頃には国民の4人に1人が高齢者となり、また、人口は2006年をピークに減少に転じると見込まれている。

人口構造の大幅な変化は、家族のあり方をはじめとして、わが国経済社会に多大な影響を及ぼす。少子・高齢化に伴う労働力人口の減少や貯蓄率の低下を要因とする経済成長率の低下、現役世代の社会保障の負担増などに対する懸念から、今後の少子・高齢社会を悲観的にとらえる見方もある。

少子高齢社会が相続税と社会保障費に与える問題点として第1に挙げられるのは、高齢者が多いことで現在騒がれている年金問題や医療費負担拡大等がある。第2に少子化の進展と、経済のストック化の下では、個人の資産形成に力める相続の比重が大きくなる一方、資産格差が進行してしまうという問題がある。このことから、相続税の資産再分配機能が強められる必要がある。

第3章 相続税³

相続税は、相続を契機とした世代間の財産移転に着目し、富の集中を排除し、資産の再分配を図るといふ他では代替できない固有の機能を有している。相続課税を取り巻く現在の環境を見ると以下の3つが挙げられる。第1に経済のストック化の進展。第2に高齢化の進展に伴う相続による次世代への資産移転の時期の大幅な遅れ。第3に経済のストック化による資産格差の拡大。これらを改善していくために相続税制の改革が迫られている。

相続税収の推移を見てみると、1993年時の相続税収入は約2兆9228億円であったが、その後一貫して減少し続け、2003年時の相続税収入は約1兆4283億円と10年前の約49%になってしまった。その理由としてあげられるのは、バブル崩壊による地価の下落である。バブル期には地価が高騰し、相続税額が莫大な額となるため、地価の高騰にあわせ基礎控除額が引き上げられた。しかし、バブル崩壊後も基礎控

¹ 補足資料 p1 図表 1 参照

² 補足資料 p1 図表 2 参照

³ 補足資料 p1 説明 1 参照

⁴ 基本的に(1000万×法定相続人の数 + 5000万)が控除され、この額を上回って初めて相続税が課税される。注上記の式は現行の基礎控除額の計算式である。

大津ゼミ

除額は引き上げられてきた。これによって、相続税課税世帯は狭まってきたといえる。このままでは、相続税が空洞化してしまうことが予想される。

今後の相続税は少子高齢化が進行する中で社会の活力を維持するために、基礎控除額を下げ、より多くの人々にある程度の累進制を保持しながら、課税され続けることが必要である。

第4章 社会保障給付費と相続税

第1節 社会保障給付費の推移

社会保障給付費⁵はこれまで一貫して増加している⁶。1970年中頃から急速に高まり、1980年代にはほぼ横ばいであった。しかし、1990年代に入り空また急速に高まり、現在(2004年時点)では約80兆円となり、社会保障給付費が国民所得に占める割合は約20.5%であり、2025年には約152兆円にまで増え、割合は約29%にまで増加する見通しである。

社会保障給付費の内訳を見ると、1960年代の社会保障は、失業対策や生活保護が中心であった。その後、次第に医療保険や年金制度などの社会保険や、老人福祉を中心とする社会福祉、介護などに重点が移ってきた。

第2節 扶養と相続の関係

戦前のわが国の家族制度は、直系家族制度⁷であった。この直系家族制度の特徴の一つは、親子が同居するため「世代扶養が容易」な点であったといえる。そして、直系家族制度は、「財産所有権の一子相続により成立していた」とされる。

戦前のわが国の相続制度は、原則として長男がすべての財産の相続権および家長としての身分を継承していた。(これを家督相続制度という)。そして当時は社会保障制度が未整備であったため、家長が老親を含む家族内の生活困窮者を扶養していたとされる。このように戦前の家族制度および相続制度のもとでは、老親扶養と相続は「家長による老親扶養の対価としての家督相続」というように、強く結びついていたといえる。

一方、戦後のわが国の家族制度は、直系家族制度から核家族制度⁸へと移行した。そして、新民法では、出生順位に関わらず、均等に法定相続分が与えられるようになった(これを均等分割相続という)。その結果、本来子孫に対する老親扶養の対価としての制度であったはずが、社会保障制度が整備されるにつれて、老親扶養が社会化されるようになったため、「対価」としての相続の性格が薄れてきてしまった。

第3節 老親扶養の社会化による資産の社会的還元

上記二節より社会保障制度が整備されるにつれて、家族による扶養から社会全体による扶養へと変化していることがわかる。しかし、第2節で述べたように、相続には元来老親扶養の対価という性格あったにもかかわらず、相続税収は減少するばかりであった。よって、相続税増税により、社会保障制度の対価としての相続税の機能を取り戻させることで相続税収入の増加を狙い、今後増える社会保障給付費等の目先の負担を賄っていくべきではないかと考える。

第5章 検証

第2・3・4章で述べたように、相続税とは資産再分配の機能を有し、社会保障の対価としての役割があるといえる。しかし相続税収が減少し、それらの機能が機能していないことがいえる。そこで、原因と考えられる、バブル崩壊後も依然として上がり続けてきた基礎控除額を減額させることで広く厚く税を徴収できると考えられる。そこで、以下ではある家庭を例に、簡単な検証を試みる。

- 時価1億5000万円の不動産(評価額は1億2000万円とする⁹)と6000万円の定期預金(合計2億1000万円の財産)を保有していた夫が死亡し、妻と子供2人が残された。¹⁰(このケースでは特例による控除¹¹は考えないものとする。)

⁵ 公的に行われる医療・年金・福祉・労災・雇用保険等の社会保障制度の給付。

⁶ 補足資料 p2 図表3 参照

⁷ 老夫婦、その跡継ぎである子供夫婦、孫が同居する家族形態。

⁸ 夫婦とその子供が同居する家族形態。

⁹ 不動産においては時価を使わずに定められた計算において評価される。補足資料参照。

¹⁰ 補足資料 p2 説明1 参照

¹¹ 補足 p2 説明1 参照

大津ゼミ

このケースにおける相続税法上の財産額は、1億8000万円である。基礎控除額が8000万円(5000万円+1000万円×3人)あるため、計算上の相続財産は1億円となる。次に実際に数値を当てはめて、計算してみる。

- ① 妻が法定相続¹²した場合の相続税額 : $5000 \text{万円} \times 20\% - 200 \text{万円} = 800 \text{万円}$
 ② 子供2人が法定相続した場合の相続税額 : $2500 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 325 \text{万円}$
 $325 \text{万円} \times 2 = 650 \text{万円}$

①では、妻が相続する額が5000万円とするときの税率は20%、また控除額が200万円になるため800万円の相続税が算出される。しかし、配偶者控除¹³が適用されるため妻の相続税支払いは不要となる。

②では、子供がそれぞれが相続する額が2500万円とするとき税率は15%、また控除額が50万円であるため、それぞれ325万円の相続税が算出され、納税額はあわせて650万円となる。

その後母親が死亡したとき、過去に母が相続した財産(不動産の権利および金融資産のそれぞれ半分)を同じ価値のまま保持し続けたとすると、子供2人が相続するのは不動産価値7500万円(評価額6000万円)¹⁴と金融資産3000万円したがって、相続税法上の財産額は9000万円となる。基礎控除が7000万円(5000万円+1000万円×2人)あるので、2000万円が相続税計算の対象となる。

- ③ $1000 \text{万円} \times 10\% = 100 \text{万円}$
 $100 \text{万円} \times 2 = 200 \text{万円}$

③では、子供がそれぞれ相続する額が1000万円とするときの税率は10%となり、控除額はないため、相続税額100万円が算出され、納税額はあわせて200万円となる。

これが2人の相続税額である。父親の死亡時と母親の死亡時とを合計して、650万円+200万円=850万円の相続税の納付で両親から2人の子供に時価2億1000万円の財産が移動した。これらの実効税率は約4.0%である。

以上はあくまでも仮定に基づいた計算ではあるが約2億円の資産が親から子供の世代に移動するに当たって1000万円にも満たない4.0%の税負担というのは、あまりにも軽すぎる。仮に、基礎控除の計算式の5000万円を2000万円まで引き下げるとする。

そうすると、このケースにおける基礎控除額が5000万円(2000万円+1000万円×3人)あるので、計算上の相続財産は1億3000万円となる。

➤ 父親死亡時

- ④ 妻が法定相続した場合の相続税額 : $6500 \text{万円} \times 30\% - 700 \text{万円} = 1640 \text{万円}$
 ⑤ 子供2人が法定相続した場合の相続税額 : $3250 \text{万円} \times 20\% - 200 \text{万円} = 450 \text{万円}$
 $450 \text{万円} \times 2 = 900 \text{万円}$

④では、6500万円の相続額に対し30%の税率がかけられ、控除額は700万円であるため相続税額1640万円が算出されるが、①と同様に、配偶者控除があるため、相続税の支払いは不要となる。

⑤では、子供の相続分はそれぞれ3250万円となり、税率20%がかけられ、控除額が200万円であるため相続税額450万円が算出される。納税額は900万円となる。

➤ 母親死亡時

不動産価値7500万円(評価額6000万円)と金融資産3000万円したがって、相続税法上の財産額は9000万円となる。基礎控除が4000万円あるので、5000万円が相続税計算の対象となる。

- ⑥ $2500 \text{万円} \times 15\% - 50 \text{万円} = 325 \text{万円}$
 $325 \text{万円} \times 2 = 650 \text{万円}$

⑥では、それぞれの相続額が2500万円であるため税率15%、控除額50万円となり、相続税額325万円が算出される。納税額はあわせて650万円である。

父親の死亡時と母親の死亡時の合計 $900 \text{万円} + 650 \text{万円} = 1550 \text{万円}$ となり、実効税率は約8%とな

¹² 法定相続とは、民法に定められ手いるところに従った相続。Ex) 配偶者 1/2 子 1/2 など。詳しくは補足資料p1説明1参照。

¹³ 配偶者控除とは残された配偶者の生活の保証や遺産形成に貢献した内助の功などを配慮した規定。配偶者が相続した財産が、配偶者の法定相続分相当額以下か1億6000万円以下の場合には配偶者に相続税はかからない。

¹⁴ 脚注9に同じ。不動産においては時価を使わずに定められた計算において評価される。補足資料参照。

大津ゼミ

る。

第6章 考察・考察

第5章の検証のように、控除額を引き下げただけでかなり税負担が増えることになる。さらに、配偶者への相続税の非課税上限を引き下げること、実効税率 10%を超える税率となることは容易であろう。またここでは、特例についての考慮はしていないが、特例等の割引率が縮小していけば、さらに納税額は大きく変化することになる。

実際、第5章のような相続税の増税を行っても、相続税の税収が数億円・数兆円増えただけでは、百数兆円に増える社会保障給付費をすべて賄っていくことは不可能である。しかし、相続税制度にはまだまだ改善する余地があると考え。例えば、特例などによる控除額の引き下げ・最低税率の引き上げである。また、高齢社会による高齢者各人の社会保障給付費の過剰給付を死亡時に精算するなどが挙げられる。これらの改善策の第一歩として基礎控除を引き下げるべきである。

基礎控除額の引き下げ等には大きな反発が予想される。しかし、少子高齢化社会の進行、核家族化の進行、社会保障費の増額が続く状況の下、「一族の財産を一族の生活保障のために」という考えは時代にそぐわないことといえる。

また、今後相続税の増税となり、貯蓄せずに使ってしまうという考えも増えてくるであろう。しかしそうなれば、経済の活発化が見込め、消費税や、所得税などその他税金での税収が見込まれることが考えられる。このように、相続税の増税によって、多くのメリットが生み出されることが考えられる。

以上のことから、相続税基礎控除額引き下げによる相続税の増税を提案する。

参考文献・資料

- 芥川靖彦・篠崎雄二著「図解 わかる税金 2004-2005 年度版」新星社 2004 年
- 海老原薫監修「税金のことがよくわかる事典」西東者 2003 年
- 国税庁 <http://www.nta.go.jp/>
- 小林栢弘編「図解 相続税贈与税」財団法人大蔵財務協会 1993 年
- 税制調査会 <http://www.mof.go.jp/singikai/zeicho/top.htm>
- 財務省 <http://www.mof.go.jp/>
- 相続. Net <http://souzoku.net/>
- 日本税理士連合会 <http://www.nichizeiren.or.jp/taxpayer/kyousitsu.html>
- 日本租税理論学会編「相続税制の再検討」法律文化社 2003 年
- 野村総合研究所 http://www.nri.co.jp/souhatsu/chitekishisan/word_024.html
- 中川善之助・島津一郎編「別冊方角セミナーNo.47 基本法コンメンタール 新版親族・相続」日本評論社 1988 年
- 富士通総研(FRI)経済研究所 <http://www.fri.fujitsu.com/jp/modules/home/>